# 「パワハラは必ず起きている」ことを前提とした

意識的、継続的な取り組みが重要

東京大学大学院情報学環 教授 博樹

グループ(WG)は昨年1月、パワー 卓会議の下に設けられたワーキング・ じめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議 向けた提言」を発表した。 のパワーハラスメントの予防・解決に 解決法などを示した報告をとりまとめ を設置した。その論点整理のために円 た。これを受けて円卓会議では「職場 ハラスメントの定義や行為類型、予防・ 厚生労働省は平成23年、「職場のい

どについて述べてみたい。 卓会議提言を踏まえ、パワーハラスメ ントの予防・解決の重要性、必要性な かわってきた。本稿ではWG報告・円 筆者は、円卓会議とWGの双方にか

## パワハラの定義、行為の明示 円卓会議のミッションは

最初にお断りしておくが、本稿では

議を設置した背景について説明する。 しかし本誌は公務職場向けの雑誌なの で、これらは適宜、「役所」「職員」等 「企業」「社員」等の単語が頻出する。 、読み替えていただきたい。 さて、はじめに厚生労働省が円卓会

> 実感が強まっている証左にはなる。 じめ・嫌がらせ」が増えているという るが、勤労者の間で、職場における「い 嫌がらせ」ではなかった案件も含まれ 件数であり、精査した後に「いじめ・ 急激に増加している。これらは「相談 のが、22年度には約3万9400件と 成14年度には約6600件であったも じめ・嫌がらせ」に関する相談は、平 加である。厚生労働省が所管する「総 合労働相談コーナー」に寄せられる「い 一つは、職場のいじめ・嫌がらせの増

題と回答している。 企業がパワハラ対策を経営上重要な課 生したことがあると回答。また82%の ワハラまたはこれに類似する問題が発 成17年の調査\*では、43%の企業がパ る。東証一部上場企業を対象とする平 問題であるという認識が広まってい ワハラと略す)を、経営上解決すべき や「パワーハラスメント」(以下、パ 企業の側にも、「いじめ・嫌がらせ」

が広がっている。さらに、「そもそも、 的に何をすればいいのか」という困惑 の間には、「パワハラ対策として具体 ただ、その一方で企業の人事担当者

> ダーはどこにあるのか?」という疑問 どのような行為がパワハラに当たるの か? パワハラと業務上の指導のボー

を担って設置された。 を提示する」という2つのミッション ハラ行為を類型化し、必要な取り組み 「パワハラの定義を明確にする」「パワ こうした状況を受けて、円卓会議は

た――ということである。

類型について、説明を加えたい。 WG報告で示したパワハラの定義と行為 を読んでいただくとして、本稿ではまず、 その詳細は、WG報告と円卓会議提言

## **職務上の地位だけではない** 「職場内の優位性」は

では、3つの文言に注意していただき を、資料1のように定義した。この中 WG報告では職場のパワハラの概念

となれば、部署を越えて社員が集まっ とえばプロジェクトチームを編成する というのは、会社の業務が一つの部署 その範囲は、「同じ部署」であること な事案が出てくることは十分に想定さ したなかで、パワハラに該当するよう 的に他の部署との関わりが深い。そう てくる。また経理や総務部門は、日常 で完結することは稀であるからだ。た た広い範囲でとらえていただきたい。 はもとより「同じ企業内」までを含め まず「同じ職場」という文言である。

なお、取引先の社員に対するいじめ

限定して議論し、報告・提言をまとめ 嫌がらせに言及することは、WG報告 の円卓会議では「職場の」パワハラに みはもちろん必要である。ただ、今回 あり、その予防・解決に向けた取り組 で指示・強要するような事例は確かに および円卓会議提言では除外した。納 入業者に対し、業務上無関係のことま

がパワハラの中でもっとも多い。しか と言った時に真っ先に思い浮かぶの 管理職をいじめることもある。その背 に対して行う形態だ。実際、この形態 は、上司が職務上の地位を背景に部下 優位性」という文言である。「パワハラ」 し、ベテラン社員が上司である若手の 次に注意してほしいのは、「職場内の

#### 「職場のパワーハラスメント」の定義

同じ職場で働く者に対して、職務上の地 位や人間関係などの職場内の優位性を 背景に、業務の適正な範囲を超えて、精 神的・身体的苦痛を与えるまたは職場 環境を悪化させる行為

<職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グル

という人間関係上の優位性である。 景にあるのは、「自分のほうが先輩だ」

職務上の地位だけでなく、人間関係、 その趣旨をご理解いただきたい。 場内の優位性」という言葉を使った。 いる。そのことを強調するために、「職 ど、さまざまな「優位性」が存在して あるいは専門知識を持っていることな 方向性がある。そしてその背景には、 は、上司→部下だけでなく、部下→上 つまり職場内のいじめや嫌がらせ あるいは同僚同士などさまざまな

という言葉を冠している。 称自体、職場の「いじめ・嫌がらせ 類の言葉を用いてきた。円卓会議の名 嫌がらせ」と「パワハラ」という2種 なくすべき行為について、「いじめ・ なお、本稿ではここまで、職場から

という言葉は職場内というニュアンス 印象がつきまとう。一方、「パワハラ」 位性」というニュアンスが捨象されて たような「職場内の という方向性が強く示唆され、前述し はよく表す半面、「上司から部下へ」 トな関係性の中での行為であるという 面、職場内ではなく、もっとプライベー う言葉は、行為の具体性はよく表す半 内でどちらの言葉を使うべきか議論が 分かれた。「いじめ・嫌がらせ」とい 実は報告をまとめるに当たり、WG (さまざまな)優

言葉も定着している現状に鑑みて、 して行うものであり、 ただ、事例の多くは上司が部下に対 パワハラという

> という言葉を使うこととした。 WG報告では「パワーハラスメント」

引きが難しい」という指摘を受けて入 場のパワハラは、業務上の指導との線 て」という文言である。これは、「職 れた文言である。これについては後述 3つめは「業務の適正な範囲を超え

### 合意形成とていねいな説明 「業務上の適正な範囲」 の

つの類型に示した (資料2)。 為が職場のパワハラに当たるのかを6 参考にしつつ、具体的にどのような行 を踏まえたうえで、これまでの判例も WG報告では前出・パワハラの定義

正な範囲」であるか否かは職場によっ る。特に④と⑤の行為が「業務上の適 には、「業務上の適正な範囲」につい て異なり、 て慎重な判断が求められる行為であ い、法的にも問題となる行為である。 云々以前に、明らかにやってはいけな ①~③は、「業務上の適正な範囲 方、④~⑥はパワハラと認定する 一律に規定することはでき

正な範囲」について関係者間で議論し、 それを精査する際などに「業務上の適 るいは職場内でパワハラ案件が発生し、 合意を形成することが重要である。 そこでパワハラ対策を考える際、

必要から)、質的あるいは量的に多少 えば、部下の育成のため(=業務上の たとえば④の過大な要求についてい

> すなわち「業務上明らかに不要なこと あろう。ただ、それはあくまで上司側 過重な業務を、あえて与えるケースも 害」と見なされることは十分に考えら や遂行不可能なことの強制、仕事の妨 の認識である。部下からはパワハラ、

もあり得ることを、職場内で合意し周 実際に指示する際に、そのことをてい 知しておくことが必要だ。また上司は、 部下育成のために上記のようなケース ねいに部下に説明すべきである。

こうした認識のズレを防ぐためには

#### 職場のパワーハラスメントの行為類型 資料2

- ●身体的な攻撃 暴行・傷害
- 脅迫・名誉毀損・侮蔑・ひどい暴言 2精神的な攻撃
- 3人間関係からの切り離し 仲間外し・無視
- 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強 制、仕事の妨害
- 6過小な要求 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度 の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 私的なことに過度に立ち入ること

か?」という内容にすべきである。

<職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より>

思ったほうが良い。

しかし、パワハラは必ず起きていると トップや人事担当役員) は少なくない などないと思っている経営幹部(企業

もっとも、自分の会社ではパワハラ

うこと」である。 すべきことを、トップに宣言してもら 決法にも言及した。そこで何より強調 したいのは、「職場のパワハラをなく 具体的な事例で示すこと アンケートや管理職研修は WG報告では、パワハラの予防・解

うえで、「そのような行為があった では、パワハラ行為の具体例を挙げた の、その具体的内容が広く認識されて ワハラという言葉は定着しているもの は、期待される回答は出てこない。パ りますか?」という漠然とした設問で 必ず職場アンケートを実施している。 策に先進的に取り組んでいる企業は、 もらうことが必要である。パワハラ対 を見せて、まず現状を把握・認識して 従業員アンケートを実施し、 いるとは言い難いからだ。そこで設問 アンケートの際は、「パワハラはあ そのことを理解してもらうためには、 その結果

まな不満・苦情を広く受け付ける相談 告では相談窓口の設置を提案している くする工夫が必要だ。 が、その際にはパワハラ事例が出やす パワハラに限定せず、職場のさまざ パワハラの解決に関しては、WG報

窓口にするのはその一例である。先進

も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。<br/>
も少なくないからだ。

な事例で示すことである。

、
い
い
は
職
な
の
研
修
も
重要である。
研
修
の
ポ
イ
し
て
行
わ
れ
て
い
る
現
状
に
鑑
み
て
、
管
理
れ
ワ
ハ
ラ
の
多
く
は
上
司
か
ら
部
下
に
対

を管理職に示すことも効果的だろう。と、十中八九「私はパワハラをしてい例を挙げながら説明して、はじめて自例を挙げながら説明して、はじめて自分の行為がパワハラであったことを理分の行為がパワハラであったことを理分の行為がパロハラを挙げるという解・納得する。具体例を挙げるというがよりをしている。

# 「仕事意欲」を減退させるパワハラの横行は

めて考えてみたい。ラ解消に取り組む必要があるのか、改きたが、ここでなぜ今、企業がパワハミ、、WG報告のポイントを述べて

クを負うことにもなる。ただ、これら明確である。また放置すれば訴訟リスス上、望ましくないものであることはパワハラ行為は企業コンプライアン

いう積極的な視点だ。用上、欠かせない取り組みである」とているのは、「パワハラ解消は人材活は消極的な理由である。今、求められ

つに集約される。 企業の人材活用の基本は、以下の3

・支援)・支援)・支援)・大人</

③各社員が高い水準の仕事意欲を持続 ③的わけ、最近重要になっているの とりわけ、最近重要になっているの は③である。というのも、マニュアル は③である。というのも、マニュアル できるような(仕事意欲をあまり必 ではって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自 によって減少している一方で、社員自

# 余裕がなくなっている管理職部下のマネジメントをする

要因について、筆者の考えを述べたい。最後に、パワハラが増加している背景

こいら。
に割く時間的、心理的余裕がなくなっけ事に忙殺され、部下のマネジメント員削減が進んだ結果、管理職は自分の員削減が進んだ結果、管理職は自分のに割く時間的、心理的余裕がなくなった。

となる。
となる。
となる。

たとえば正社員が派遣社員に対し、たとえば正社員が派遣社員に対し、瀬色悪いね」と声をかけたとする。本人は軽い気持ち、あるいは良する。本人は軽い気持ち、あるいは良け取るかもしれない。WG報告およ受け取るかもしれない。WG報告および円卓会議の提言では、前述したようび「自じ企業内」で働く人を視野に入れているが、それは正社員だけでなく、「あらゆる雇用形態の人すべて」であることにも、留意されたい。

今の職場は、パワハラ誘発要因が増今の職場は、パワハラ誘発要因が増えているだけでなく、その解決作用がえているだけでなく、その解決作用がおったとりなす、といった光景は、今上司にとりなす、といった光景は、今中あまり見られない。このようなインヤあまり見られない。このようなインマルイン・高識的な取り組み(管理職研修こそ、意識的な取り組み(管理職研修こそ、意識的な取り組み(管理職研修こそ、意識的な取り組み(管理職研修

ほっざせい こうないになってきたともいえる。

化する。

化する。

のは、と前述した。加えて言えはない」という誤った前提に立って何はない。しかし、「パワハラは、どんなに対策を講じても決してゼば、どんなに対策を講じても決してゼば、どんなに対策を講じても決してだいると思ったが良い、と前述した。加えて言え

だきたい。

「などは、民間企業と公務職場とで、大きく変わるところはないだろう。読大きく変わるところはないだろう。読大きく変わるところはないだろう。読めがは、民間企業と公務職場とで、

佐藤 博樹(さとう・ひろき)東京大学大学院情報学環 教授



会議委員など。 会委員、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会委員、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ